

企画競争実施の公示

令和6年1月15日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 佐々木 淑充

次のとおり、提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

令和6年度 気象情報提供業務

(四国地方整備局管内における直轄国道の管理を効率的かつ、確実に実施するために必要な気象情報・気象予測情報について提供することを目的とする業務)

(2) 業務内容

四国管内における気象情報及び気象予測情報の提供を行う。

1) 気象情報提供

- ① 気象情報の提供
- ② 気象予測情報の提供
- ③ 携帯メールによる情報提供
- ④ モバイル端末等のコンテンツ作成・提供
- ⑤ 異常気象時における情報提供
- ⑥ その他

2) 保守

システム監視(24時間体制)と障害発生時の対応

3) 回線費用

主回線及び副回線の2回線の使用料

4) その他作業

- ① 初期作業(回線の準備、インストール作業、動作確認作業)
- ② 撤去作業(提供業務完了後、受注者が用意し使用した小機材の撤去、プログラムのアンインストール及び設定の解除)

(3) 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に示す特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示(令和5年3月31日付官報)に基づく再申請の手続きを行った者であること。)であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加者の資格に関する公示に基づく再

- 申請の手続きを行った者を除く。)でないこと。
- (5) 本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として提案書を提出しようとする場合の構成員でないこと。
 - (6) 平成26年度以降公示日までに完了した業務（令和5年度に完了予定である業務も対象に含む。）において、下記に示す同種又は類似業務にかかる実績（再委託による業務の実績は含まない。）を1件以上有することを証明した者であること。
 - ※同種業務：道路管理者に対する気象情報及び気象予測情報の提供
 - ※類似業務：気象情報及び気象予測情報の提供
 - (7) 気象業務法で定める予報業務の許可を受けていることを証明した者であること。
 - (8) 提案書の提出期限日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
 - (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (10) 発注者から直接説明書を交付された者であること。

3. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 同種又は類似業務の実績
- (2) 実施方針
- (3) 特定テーマ
 - 直轄国道における降雨予測や降雪予測に関する精度向上の取り組みについて
- (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

- (1) 担当部局
 - 〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号
 - 四国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係
 - TEL 087-851-8061
 - FAX 087-811-8403
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - 1) 交付期間
 - 令和6年1月15日から令和6年2月5日まで（休日を除く）
 - 8時30分から12時、13時から17時まで。
 - 2) 交付場所
 - 上記（1）に同じ。
 - 3) 交付方法
 - 交付を希望する者には、郵送（希望者の負担）又は、窓口で交付を行う。
 - 1) 郵送の場合
 - 予め上記（1）に申し出ること。
 - 2) 窓口での交付
 - 上記（1）に同じ。
- (3) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - 1) 提出期限
 - 令和6年2月5日17時00分
 - 2) 提出場所
 - 上記（1）に同じ。
 - 3) 提出方法
 - 持参又は郵送（書留郵便に限る。）。

(4) 提案書に対するヒアリング

本業務は提出された提案書について、必要に応じ、ヒアリングを実施する場合がある。実施する場合は令和6年2月7日までに通知する。なお、実施する場合の詳細については、別途通知する。

5. その他

(1) 本手続で使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報の入手窓口

上記4.(1)に同じ。

(3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された提案書は、無断で二次的使用を行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 提案書の提出者は、提案書の作成にあたって、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならない。

(7) 資本関係又は人的関係のある複数の者が提案書を提出することは認めない。

(8) 企画競争の結果、提案書が特定された場合であっても、会計法令に基づく契約手続の完了までは国との間に契約関係が生じるものではない。

(9) 成立する予算の状況により、本件の入札契約手続きを延期又は中止する場合がある。

(10) 詳細は、説明書による。